

岡山県警察と合同で不正改造車に対する検査を実施

－ 「スピードリミッター」の不正改造車に対し岡山運輸支局から整備命令書を交付 －

自動車技術総合機構中国検査部岡山事務所は、岡山運輸支局及び岡山県警察と合同で高速道路を時速90キロを超えて走行していた不正改造の疑いのある大型トラックに対し速度抑制装置の機能確認検査を実施しました。

その結果、速度抑制装置の作動速度を増大させる不正改造が確認されたため、道路運送車両法に基づき岡山運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

- ◎実施日時 令和8年3月5日(木) 8:00 ~ 8:50
- ◎実施場所 岡山運輸支局(自動車技術総合機構岡山事務所検査場)
- ◎実施内容 速度抑制装置の機能確認検査
- ◎検査実施車両台数 1台
- ◎整備命令書交付台数 1台
- ◎主な不正改造内容 速度抑制装置(最高速度 90km/h を超える 108km/h を計測)



お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347